

「症候群」理論が冤罪に陥る
危うさを指摘した高裁判長!

「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)」「大逆転無罪!」



無罪判決を受け安堵の表情を浮かべる山内泰子さん(中央)。ご家族や弁護士とともに。(筆者撮影)

高裁では、弁護側証人として脳の専門家である複数の脳神経外科医が証言台に立ち、

「乳児の脳の出血は、外力によるものではなく、脳静脈洞血栓症という病気の可能性が高い」と主張、その上で、「強く揺さぶる虐待が行われた」とする検察側の小児科医の証言内容に強い疑問を投げかけた。

その結果、高裁の村山裁判官は、小児科医の主張の根拠である「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)理論」について、「SBS理論を単純に適用すると、極めて機械的、画一的な事実認定を招き、結論として、事実を誤認するおそれを生じさ

せかねないものである」と断じ、机上の理論のみで「虐待」と認定することの危険性を指摘した。

2時。大阪高裁10003号法廷で、村山浩昭裁判長による判決の読み上げが始まった。「原判決を破棄する。被告人は、か細い身体を震わせなが

み上げを終えると、最後に、山内さんに優しいまなざしを向けながらこう語りかけた。「あなたが暴行を加えたことは間違いである、ということですが。だいぶお辛い思いをされたことと思います……」

判決の後、山内さんはこう語った。「本当に多くの方の支えがあったおかげで、真実を認めたらうことができました。今も同じように苦しんでいる方がおられます。今度は少しでもそうした方々を励ますことができればと思っています。最愛の孫を失うという大きな悲しみの中、あるうことが

102でレポートした通りだ。生後2か月の孫を強く揺さぶって死亡させたとして、傷害致死の罪に問われていた山内さんは、虐待に詳しいとされる小児科医らの証言をもとに、懲役5年6月の実刑判決を受けていた。

2019年10月25日、午後は無罪」その言葉を聞くや否や、法廷の中央に、被告人として立っていた山内泰子さん(69)は、か細い身体を震わせなが

しかし、山内さんは、「孫は私の生きがい。虐待など絶対にしていない」と一貫して無罪を主張し、控訴していたのだ。

自分が虐待をした犯人だと疑われ、逮捕時には実名顔出しで報道された山内さん。さらに、起訴されてからは、1年3カ月もの間、大阪拘留所での勾留を強いられた。

「ありがとうございました!」本当にありがとうございました……」

傍聴席に駆け付けていた山内さんの娘や孫たちも、そんな母の後ろ姿を見ながら、思わずハンカチで顔を覆い、涙をぬぐっている。

事件の概要については、すでに本誌2019年夏号P

「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)」の診断基準をめぐって、根本的な論争が起こっている。生後間もない乳児への揺さぶり虐待を疑われ、一審で有罪判決を受けながらも、一貫して無罪を主張してきたふたつの刑事裁判をレポートする。

「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)」大逆転無罪! 「症候群」理論が冤罪に陥る 危うさを指摘した高裁判長! さらには他の事件でも大阪高裁で冤罪訴える母親の裁判が進行中!

取材・文◎柳原三佳
◎ジャーナリスト

大阪高裁で、もうひとつの「SBS事件」が進行中!

今回、新たにレポートするのは同じく大阪の事案で、生後1か月半への乳児への揺さぶり虐待を疑われた母親のケースだ。

現在、大阪高裁で判決待ちのこの事件も、前出の山内さんの判決で裁判長が警鐘を鳴らした「SBS理論」が一番で有罪の根拠になっている。また、検察側が証人として意見求めた小児科医と法医の医師が全く同じ人物である、という点にも注目すべきだろう。

大阪地裁で下された判決からさかのぼり、事件の概要を振り返ってみよう。
(*無罪になるまでは、仮名で報道する)

■「まるで架空のお話……」 一審の有罪判決に 唖然とする母親

2018年3月13日、大阪地方裁判所704号法廷。テレビカメラによる法廷撮影が終了すると、長瀬敬昭裁判長は淡々とした口調で判決文の読み上げを始めた。
「主文、被告人を懲役3年に処する。この裁判が確定した日から5年間、その刑の執行を猶予する」

満席の傍聴席が、一瞬ざわついた。
清楚な黒いワンピースを着た被告人の井川京子さん(37)「仮名は、自分の身に今、何が起きているのかがとっさに理解できない様子で、裁判官席のほうを見つめている。

判決文の読み上げはさらに続いた。

「被告人は、生後わずか1か月あまりの被害児の頭部を強く揺さぶる暴行を一方的に加えたもので、その行為態様は極めて危険である。(中略)被告人が本件犯行に及んだ動機は明らかでないものの、被告人は本件当時、騒音に対する近隣住民からの苦情を恐れながら、問題行動を繰り返す長男と生後すぐの被害児を日中はひとり子育てしなければならぬ立場にあり、自身の体調もすぐれず、育児に対する不安を抱えていたことがうかがわれる。上記のような状況下で被害児が泣き止まないなどの事情から心理的に追い詰められて突発的・衝動的に

本件犯行に及んだ可能性は否定できない。そうすると、本件犯行の結果は重大であるものの、動機経緯に酌むべき点もあるから、被告人の刑事責任は決して軽いものではないが、前科がないことも考慮すると、基本的に、刑の全部執行猶予が相当であると考えられる(求刑懲役6年)」

判決の言い渡しが終わり、法廷の外へ出た京子さんは、消え入るような声でこうつぶやいた。

「裁判官が、ずっと架空の話をしていたので、何か不思議な感覚でした……」
この日、すぐに記者会見を開いた井川さんの主任弁護士・秋田真志弁護士は、集まったメディアを前にこう訴えた。
「不当な判決に憤りでいっば

いす。乳幼児揺さぶられ症候群については、日本での医学的な知見はまだ乏しいにもかかわらず、裁判所は検察側証人である小児科医と法医、2人の医師の意見のみを信用できるとしました。そもそも彼らは、脳神経の専門家ではありません。即日、控訴します」

■母親が供述した、 乳児「落下事故」の経緯

妻として母として、平穩に暮らしていた一人の女性が、なぜ「被告人」という立場になったのか……、そして、無罪を主張し控訴に至った理由は何だったのか。まずはその経緯を振り返ってみよう。

手メーカーに勤める男性と出会って結婚し、2012年6月に長男を出産した。
穏やかな夫と元気な長男との3人家族で、何ん自由なく幸せに暮らしていた京子さんだったが、長男が1歳を過ぎたころからその行動が激しくなり、家の中の家電製品を壊したり、椅子などを使って高いところに上っては物を落とす、といった行動が目立っていった。

京子さんは「きっと男の子だから活発なのだろう」と、危険なものを手の届く場所に置かないようにするなど、細心の注意を配りながら日々を過ごしていた。

そんな中、京子さんは難産の末、2014年11月に二人目の子供(女の子)を出産する。2歳半の長男は生まれたばかりの赤ちゃんの指を噛んだりすることがあったため、夫婦は十分注意していたが、11月末、京子さんがほんの少し目を離したすきにベビーサークルの中へ入り、赤ちゃんを抱きあげて落とすという出来事が起こってしまふ。

それから半月後の12月18日、再び同様の事故が起こった。
2歳半としてはかなり身体が大きかった長男は、京子さんがおもちゃを片付けていたわずかの間に赤ちゃんを軽々と持ち上げ、コルクマットの敷かれた床に落とすてしまったのだ。
長女は当初大きな声で泣き続けていた。ところが、突然泣き声やんだため様子を見

幸せな生活を送る中、突如逮捕されてしまった井川さん



わずか1ヶ月で大きなケガを負ってしまった女児 (写真提供・井川さん)

「症候群」理論が冤罪に陥る
危うさを指摘した高裁裁判長!

「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)」大逆転無罪!

「乳幼児揺さぶられ症候群」(SBS)「大逆転無罪！」

ると、みるみる顔色が悪く
なっていた。慌てた京子さ
んはすぐに119番に電話。
パニック状態の中、救急車が
来る前に子どもたちの防寒具
などを用意しようとして長女を一
瞬テーブルの上に置いたその
とき、長男がその足を引っ張
り、再び長女を落としてし
まったという。

心肺停止状態で病院に運ば
れた長女はなんとか蘇生した
ものの、頭がい骨骨折や急性
硬膜下血腫が認められ、遷延
性意識障害、いわゆる植物状
態となった。

実は、この時点ではまだ明
らかになっていなかったのだ
が、長男には「自閉症スペク
トラム」と「注意欠陥多動性
障害」の合併症という発達障
害があったとされる。これは、
脳の機能障害による発達障害

ることになったのだ。

「長女は入院していたので仕
方ありませんが、2歳半の長
男まで、何の説明もないまま
連れて行かれたのです。私は
ただ泣きながら、『子どもた
ちのことをよろしくお願いし
ます』とだけ言ったことを覚
えています(京子さん)

一時保護とは、生命や身体に
危険が及ぶおそれのある子ど
もを対象として、家庭などが
ら引き離して保護すること
だ。

子どもたちが消えた部屋はあ
まりに寂しく、井川さん夫婦
にとつて辛いものだった。で
も京子さんは、「真実さえわ
かれば子どもはすぐに帰って
くるはず……」そう信じて帰
りを待ち続けた。

のひとつで、親の育て方や愛
情のかけ方が直接の原因では
ない。あくまでも生まれつき
の障害だ。

具体的には、「人の言うこ
とが聞けないために対人関係
が築けない」「特定のものに
対する強いこだわりや同じこ
とを繰り返す」「多動」「言葉
が出ない」「自分の思いが伝
わらずパニックを起こす」と
いった症状が出るという。

乳児から幼児期までは診断
が難しく、初めての子育て中
だった京子さんは戸惑いを感
じながらも二人目を出産し、
日中はひとりで懸命に子育て
に取り組んでいたのだ。

しかし、残念ながら事故は
起こってしまった。
京子さんは自身を責め続け、
後悔してもしきれなかったと
いう。

がきても、子どもが帰ってく
ることはなかった。2歳から
3歳の大切な時期に、親子分
離が長期にわたっていること
に疑問を感じた井川さん夫妻
は、弁護士に依頼し「一時保
護」の取り消しを求める裁判
の検討を始めた。

その矢先、児童相談所は、週
に1回1時間だけの面会を認
め、間もなく「夫の両親が主
となって面倒を見る」という
条件付きで、長男は両親のも
とに帰された。保護から9か
月後のことだった。親から突
然引き離されるという経験を
した長男は、これまでに見た
こともないような暗い表情を
していたという。

「殺人未遂」容疑で突然の

逮捕、そして起訴
しかし、せっかく戻ってき

■家宅捜索、

児相による親子分離

「赤ちゃんが自宅で心肺停止
になったという事で、病院
から警察と児童相談所に通告
します」

救急搬送された直後、医師
からそう言われるまで、京子
さんはまさか自分が虐待を疑
われているとは思ってもみな
かった。

「間もなく病院に警察官が来
て、事情聴取が始まりました。
それが終わると、今度は児童
相談所の職員が2人やって来
ました。私は長女のことに関
配でたまらずずっと付き添っ
ていたのですが、その
思いはかないませんでした。
そして夜、警察が現場検証を
行なうとのことで、自宅に
戻って立ち会うことになりま
した。ただ、私は疑われるよ

た長男との時間はそう長くは
続かなかった。

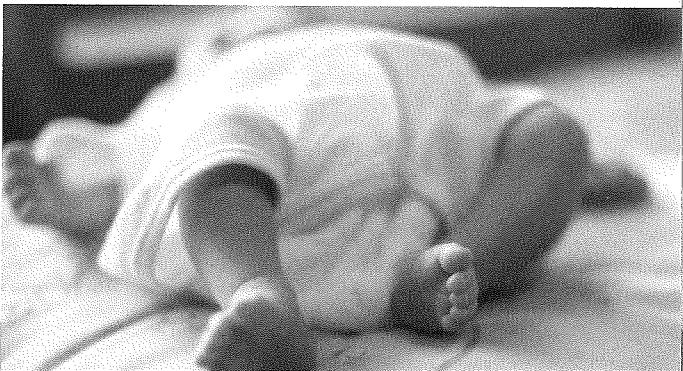
一時保護がようやく解除さ
れた矢先の2015年9月16
日、京子さんは大阪府警に
よつて突然逮捕されてしまっ
た。

逮捕容疑は「殺人未遂」だっ
た。

『被疑事実の要旨』には次
のように記されていた。

〈被疑者は平成26年11月10日
から同年12月18日午後6時頃
までの間、大阪市****の
被疑者方において、長女(平
成26年11月5日生)に対し、殺
意をもつて、何らかの手段方
法により暴行を加えたが、同
時に外傷後てんかん等の完治
不能の後遺症を伴う硬膜下血
腫、頭蓋骨骨折等の障害を負
わせるにとどまり、殺害の目
的を遂げなかったものであ

普通に暮らしていても乳幼児の身に起きる事故は決して少なくない
(イメージ)



うなことは何もしていないの
で、できる限り捜査に協力し、
質問に対しては覚えているこ
とをそのまま伝えました」
しかし、その日を境に京子
さんはさらにどん底へと突き
落とされる。児童相談所が2
人の子どもを「一時保護」す

る。』

「殺意を持つて」という言葉
は、耐えがたいものだった。
警察は逮捕前から情報を漏ら
していたようで、新聞やテレ
ビは、実名、顔写真、動画入
りで、「生後1カ月長女に暴
行、意識不明 殺人未遂容疑
で逮捕の母親」「2歳半の長
男がやった」と供述」と、こ
の事件について大々的に報じ
た。

京子さんは振り返る。

「なぜ、『殺人未遂』なのか、
まったく分かりませんでした。
でも、自宅で手錠がかけ
られたとき、『ああ、私の人
生はこれで終わったんだ』と
思いました。留置場で連日、
厳しい取り調べを受けたと
き、警察の言うとおりに供述
したほうがどれほど楽かと
思ったこともありましたが、

「乳幼児揺さぶられ症候群」(SBS)「大逆転無罪！」

しかし徹底して黙秘を貫きま
した。わが子を殺すために暴
力をふるったことなど断じて
なかったからです。ただ、取
り調べを受けながら、警察の
話し方が徐々に変わってきた
ことは感じました。逮捕当初
は、「おまえが長女を落とす
たに決まっている」と詰め
寄ってきたのに、いつの間
にか『激しく揺さぶったんだろ
う』という方向に変わってい
たのです」

2015年10月7日、井川
京子さんは正式に起訴され
た。
罪名は逮捕時の「殺人未遂」
から「傷害」に変わっていた。
刑事裁判の被告人として大阪
地裁の法廷に出廷することに
なった京子さんは、裁判が始
まって初めて捜査記録を見る
ことができた。そして、一審

のことで、これらの症状が見
られれば、「SBS＝乳幼児
揺さぶられ症候群」の可能性
が高いと診断され、一緒にい
た大人が強く揺さぶる虐待を
したと判断されている。
しかし、この理論はすでに
海外で「仮説」に過ぎないと
され、科学的根拠はないとい
う結論が導き出されており、
日本のマニュアルに書かれて
いる「3メートル以上の高位
落下事故や交通事故の証拠が
なければ……」という記述に
は、弁護士や法学者、脳神
経外科医からも疑問の声が上
がっている。

*詳しくは、「SBS検証プロジェクト」
<http://shakenbaby-review.com/>を参照
のこと。

の公判が進む中であることに
気がついたという。

「実は、最初に救急で長女を
診てくださった丸山朋子医師
による当時のカルテには、『S
BS(揺さぶられっ子症候群)で
はなく、誤嚥性の窒息による
低酸素脳症』と書かれていま
した。それなのに、検察側が
意見を求めた小児科医の溝口
史剛医師がSBSだと主張す
ると、それに同調するように
当初の診断内容を変え、『S
BSによるケガだ』と証言を
ひるがえしていたのです。私
たちは救急病院に運ばれた直
後から、呼吸が止まったのは
誤嚥による窒息かもしれない
と思っていたので、『揺さぶ
りによる虐待』という検察側
の主張は、あまりにも唐突に
感じました」(京子さん)

■「1秒間に3往復
揺さぶった」と証言する
検察側の小児科医

控訴審が始まってからも、
検察側は引き続き「長女の脳
に起こった硬膜下血腫は、母
親による暴力的な強い揺さぶ
りによる虐待の証拠で、2歳
半の兄による低位からの落下
事故によって引き起こされる
はずがない」と主張してきた。

一方、弁護側は、「80センチ
くらいの高さから転落した場
合でも、今回のように頭への
衝撃が2回以上繰り返された
場合は、軽い衝撃でも硬膜下
血腫を引き起こし、症状が
急速に進行することもある」

さらに、「長女が重症になっ
たのは、一次的な心肺停止が
原因だ。様々な原因で乳児が
心肺停止になることは多く、
本件の場合、誤嚥窒息の可能

■「SBS」乳幼児揺さぶられ
症候群」の診断根拠とは？

井川京子さんが逮捕、起訴
される根拠となった「乳幼児
揺さぶられ症候群」。「SBS
(エス・ビー・エス)」とも言われ
ているこの傷病名は「Shake
n Baby Syndrome
(シェイクン・ベイビー
シンドローム)」という英語の
傷病名の頭文字をとったもの
で、もともとは1970年代
にイギリスの医師が提唱した
理論だ。日本では、2002
(平成14)年度から、『母子健康
手帳』にも記載されるように
なるほか、医療・福祉機関な
ども、『赤ちゃんを揺さぶ
らないで』というタイトルの
リーフレットが配られ、SBS
の症状と揺さぶりの危険性
が呼びかけられるようになって
た。

性が非常に高い」と主張した。
また、高裁では虐待を主張す
る小児科医と、それを否定す
る脳神経外科医がそれぞれ証
言台に立ち、長時間に及ぶ証
人尋問が行われた。
医学的な用語が数多く飛び交
う専門的な内容だったため、
ここではすべてを詳細に記すこ
とはできないが、象徴的な部
分を一部抜粋したいと思う。

まず、検察側で鑑定を行っ
た小児科医の溝口史剛医師
は、2019年7月11日、大
阪高裁で行われた証人尋問で
「母親の犯行」について具体
的にこう証言している。

「脳に」これだけ広範に出血
が及んでいるので、一般的に
は揺さぶられるという外力が
加わった可能性が極めて高い
のではないかと今でも考えて
います。つまり1秒間に3往

厚労省の助成金によって作
成された「子ども虐待対応・
医学診断ガイド」というマ
ニュアルの中には、SBSの
判断基準として、赤ちゃんの
頭部に、(三)主徴(硬膜下血腫・
網膜出血・脳浮腫)が揃ってい
て、3メートル以上の高位落下事
故や交通事故の証拠がなけれ
ば、自白がなくてもSBS/
AHTである可能性が極めて
高い」と記載されている。

- ①硬膜下血腫／頭蓋骨の内側
にある硬膜内で出血し、血
の固まりが脳を圧迫してい
る状態
- ②眼底出血(網膜出血)／網膜
の血管が破れて出血してい
る状態
- ③脳浮腫／頭部外傷や腫瘍に
よって、脳の組織内に水分
が異常にたまった状態

復、しかも、1往復の幅が
5センチ以上の揺さぶりが加
わった場合で、3往復目くら
いに最も架橋静脈(*注) 脳を
覆うくも膜から硬膜にいたる静脈の
こと)が伸展するということ
です。(中略)単純転落だけで
はこのようなことは起きない

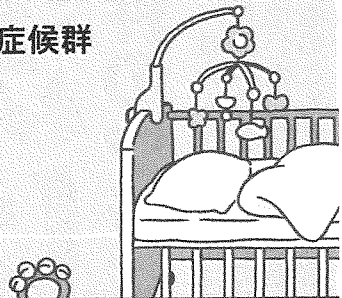


2つの事件を担当している秋田弁護士。井川さん一審判決後の記者会見にて。(筆者撮影)

私は虐待 していない

検証

揺さぶられっ子症候群



立て続けに下される無罪判決！
「揺さぶられっ子症候群＝虐待」
は、本当なのか？

医師、法律家、そしてママ、パパ、保護者たち……。
徹底取材で日本の子育てを危うくする症例の
「正体」を解き明かす！

講談社

「私は虐待していない」 検証 揺さぶられっ子症候群

(柳原三佳著・講談社・2019年3月刊)

最愛のわが子が脳に障害を負うという苦しみの中、一方的に虐待を疑われ、子どもと引き離され、逮捕、起訴されてしまった保護者たちの過酷な体験や裁判の経緯を取材。なぜ、日本の司法は「SBS神話」を信奉してきたのか……。医師だけでなく法律家の見解も取り上げる。また、SBS理論が仮説へと移行する海外の歴史も詳細にレポート。大阪高裁で無罪判決を勝ち取った山内泰子さん(本書では仮名)、同じく今号でレポートした井川京子さんの事件は、同書の第1章「虐待した親」というレットテルを貼られるまで」に登場し、経緯を詳しく知ることができる

多い井川さんの判決にどう影響するのか。
先は無罪判決が、共通項の
控訴審判決は、2020年
2月6日午後1時半、大阪高
裁で言い渡される予定だ。

というふうに思います」

さらに、溝口氏はこの事件の被害児の脳の「架橋静脈」が4本以上切れているとしたうえで、こう述べた。

「単純な低所転落であれば、複数が一気に切れるということとは基本的にはほぼ考えられませんから、複数切れているときには単純な低所転落ではなく、高所転落もしくは揺さぶられた可能性、もしくはその両方が加わった可能性を通常は臨床医であれば考えられると思います」

まさに、「3メートル以上の高位落下事故や交通事故の証拠がなければ、自白がなくてもSBS/AHTである可能性が極めて高い」というマニユアルの文言通りの見解だ。

ちなみに、溝口医師は本

誌2019年夏号P102

の「無罪続出の乳児虐待事件」で取り上げた、孫への揺さぶり虐待を疑われた祖母の傷害致死事件でも、検察側に協力し同様の鑑定意見を述べている。

■「家庭での軽微な事故でも 脳挫傷は起こりうる」 脳神経外科医の証言

同じ日、弁護側の証人として大阪高裁の法廷に立った脳神経外科医のひとり、朴永銖医師は、「低位からの落下で今回の受傷はあり得ない」という溝口医師の鑑定に対し、実例を挙げながら真つ向から反論した。

「私の実体験で申し上げますと、赤ちゃんを抱っこしていたお母さんが落としてしまっ、もしくは赤ちゃんを移動

するかごから落としてしまうなど、家庭内の軽微なアクシデントでも脳の表面に生じるような脳挫傷はいくらでも起こります。また、私が乳児の急性硬膜下血腫の手術をした所見から申し上げますが、架橋静脈が少なくとも4本以上断裂しているということはあり得ないと思います」

そして、「母親が激しい揺さぶりをおこない、一次性脳実質損傷が生じたことよって被害児の呼吸機能等が低下し、心肺停止に陥るとともに脳浮腫の進行が開始した」と認定した一審判決に対し、「原審判決が下された内容は間違っていると思います」

「原審判決が下された内容は間違っていると思います」

■最終弁論で弁護団が訴えたこと

2019年10月8日、大阪高裁で審理されてきたこの事件は結審を迎えた。

「揺さぶられっ子症候群」として、その症状から「揺さぶり」を断定することはできません。「逆は必ずしも真ならず」それだけのことで。しかし、この当たり前の論理が、なぜか共有されずに混乱した実務を生み、原判決の論理則違反につながったのです。多くの方々が強い正義感をもって、虐待問題に

取り組んでおられることには率直に敬意を表したいと思えます。子どもへの虐待は絶対に許されません、しかし、冤罪も絶対にあつてはなりません。控訴審裁判所には、是非ともこの混乱に、明解な形でひとつの終止符を打っていただくことを願っております」

冒頭で紹介した山内さんの高裁判決(2019年10月25日)で、裁判長は「SBS理論」に基づいて機械的に虐待と判断することを批判した。また、小児科の溝口史剛医師の証言内容についても具体的にその誤りを指摘している。

先は無罪判決が、共通項の多い井川さんの判決にどう影響するのか。

控訴審判決は、2020年2月6日午後1時半、大阪高裁で言い渡される予定だ。